

●香川県選挙管理委員会告示第14号

昭和32年香川県選挙管理委員会告示第8号（普通地方公共団体の議会の解散等の投票の際における不在者投票管理者の職務を行う病院を指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月18日

香川県選挙管理委員会委員長 白井敏雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号） <u>第14条又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）</u> 第9条及び第23条の規定において準用又はその例によるとされている公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号） <u>第55条第2項及び第4項第2号</u> の規定に基づき、その <u>施設</u> の長が不在者投票管理者の職務を行う <u>施設</u> として次のとおり指定する。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条、 <u>第141条の5及び第184条、新市町村建設促進法施行令（昭和31年政令第223号）</u> 第17条及び第22条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号） <u>第14条、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）</u> 第9条及び第23条 <u>又は農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）</u> 第6条の規定において準用又はその例によるとされている公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号） <u>第55条第2項第2号</u> の規定に基づき、その <u>病院</u> の長が不在者投票管理者の職務を行う <u>病院</u> として次のとおり指定する。
公職選挙法施行令 <u>第55条第2項及び第4項第2号</u> の規定に基づき指定した <u>施設</u>	公職選挙法施行令 <u>第55条第2項第2号</u> の規定に基づき指定した <u>病院</u>